

大分類 J — 運輸通信, 及びその他の公益事業

總 説

この大分類は、鐵道、道路、水路、航空による旅客、貨物の運輸業、運輸に附帶するサービス業、倉庫業、郵便、電信、電話業、放送業及びその他の通信サービス業、電氣業、ガス業、水道業、衛生業（下水、塵埃汚物處理業）をいう。この大分類に入るものは公益的性格をもつもので、私營のほか官公營によるものも多く、廣汎な法的規制を受けるとともに、又、事業所の大部分は、その請求する料金代價と、その提供するサービスについて官廳の取締りを受ける。しかして、事業の分類單位は、一つの企業（多くの場合會社）をもつてする。従つてこゝに分類される事業所の職員及び施設は、地理的に廣範圍にわたることが多い。但し、倉庫業だけは一般の原則どおり一事業所をもつてする。

中分類 60 — 鐵道業（地方鐵道業及び軌道業を除く）

總 說

この分類に含まれるものは、日本國有鐵道（全國的鐵道業）及び停車場會社である。日本國有鐵道以外の鐵道は中分類61—地方鐵道業及び軌道業に分類される。

小分類 細分類
番 號 番 號

601 日本國有鐵道業（全國的旅客貨物鐵道業）

6011 日本國有鐵道業（全國的旅客貨物鐵道業）

一般の貨物、旅客の運輸に従事する全國的鐵道で、鐵道國有法に基き日本國有鐵道が經營するものをいう。兼業ないし附帶事業も多く本分類に含まれる。但し、鐵道病院、鐵道ホテル、主として車輛製造を行う工機部、鐵道教習所、被服工場、義肢研究所、食糧増産場等は、主たる事業に従いそれぞれの分類項目に分類される。

○驛（國有鐵道、並びに國營自動車）；國有鐵道驛所；國營自動車驛所；營業所（國有鐵道に所屬するもの）；棧橋（國有鐵道に所屬するもの）；荷扱所（國有鐵道に所屬するもの）；驛派出鐵道案内所（國有鐵道に所屬するもの）；操車場（國有鐵道に所屬するもの）；信號所（國有鐵道に所屬するもの）；電務區（國有鐵道に所屬するもの）；車掌區（國有鐵道に所屬するもの）；自動車區（國有鐵道に所屬するもの）；機關區（國有鐵道に所屬するもの）；電車區（國有鐵道に所屬するもの）；檢車區（國有鐵道に所屬するもの）；船員區（國有鐵道に所屬するもの）；無線區（國有鐵道に所屬するもの）；保線區（國有鐵道に所屬するもの）；發電區（國有鐵道に所屬するもの）；變電區（國有鐵道に所屬するもの）；通信區（國有鐵道に所屬するもの）；電力區（國有鐵道に所屬するもの）；車電區（國有鐵道に所屬するもの）；用品庫（國有鐵道に所屬するもの）；用品試驗場（國有鐵道に所屬するもの）；材修場（國有鐵道に所屬するもの）；電信場（國有鐵道に所屬するもの）；製材場（國有鐵道に所屬するもの）；職場（國有鐵道工機部に所屬するもの）；分工場（國有鐵道工機部に所屬するもの）；工事現場（國有鐵道地方施設部並びに地方電氣部に所屬するもの）；印刷場（國有鐵道に所屬するもの）

602 停車場會社

6021 停車場會社

停車場、跨線橋等を鐵道業に提供することを主業とする會社で、必ずしも自ら

中分類60—鐵道業（地方鐵道業及び軌道業を除く）

車輛を動かすことを要しないものをいう。現在は日本停車場株式會社が唯一のものである。

○停車場會社

中分類 61 — 地方鐵道業及び軌道業

總 說

この分類は、國有鐵道を除くすべての鐵道業及び軌道業をいう。會社ごとに主たる業務によつて分類する。

小分類 細分類
番 號 番 號

- 611 地方鐵道業及び軌道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
- 6111 軌道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
線路を道路面に敷設して市内、郊外及び都市内を運轉する鐵道業並びに無軌道電車を含み、ともに軌道法に準據するもので、乗合自動車運送業を兼營しないものをいう。
○阪神電氣鐵道；軌道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
- 6112 地方鐵道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
線路を道路面外に敷設し、主として郊外及び都市間を運轉する鐵道業で軌間は3呎6吋を本則とする（特別の場合は4呎8吋、又は2呎6吋）地方鐵道法に準據するもので乗合自動車運送業を兼營しないものをいう。
○美唄鐵道；地方鐵道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
- 6113 地下鐵道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
線路を地下に敷設して都市高速度運轉をする鐵道事業で、地方鐵道法又は軌道法に準據するもののうち、乗合自動車運送業を兼營しないものをいう。
○地下鐵道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）；帝都高速度交通營團
- 6114 鋼索鐵道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
軌條と索條を併用する登山鐵道で地方鐵道法に準據するもののうち、乗合自動車運送業を兼營しないものをいう。
○鋼索鐵道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
- 6115 索道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）
空中索條から運搬具を懸垂して運轉する索道運送事業規則によるもののうち、乗合自動車運送業を兼營しないものをいう。
○索道業（乗合自動車運送業を兼營しないもの）；秩父ケーブル株式會社
- 612 地方鐵道業及び軌道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）
- 6121 軌道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

中分類61—地方鐵道業及び軌道業

線路を道路面に敷設して都市内及び都市間を運轉する鐵道業であつて無軌道電車を含み、ともに軌道法に準據し乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○軌道業（乗合自動車を兼營するもの）；東京都營電車

6122 地方鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

線路を道路面外に敷設し、主として郊外及び都市間を運轉する事業で軌間は3呎6吋を本則とする（特別の場合は4呎8吋半又は2呎6吋）地方鐵道法に準據するものうち乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○地方鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）；東京急行電鐵

6123 地下鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

線路を地下に敷設し都市高速運轉をする鐵道業で、地方鐵道法又は軌道法に準據し乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

現在日本には、こゝに分類される事業はない。

6124 鋼索鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

軌條と索條を併用する登山鐵道で、地方鐵道法に準據し乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○鋼索鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）；六甲越有馬鐵道

6125 索道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

空中索條から運搬具を懸垂して運轉する索道運送事業で索道事業規則によるもののうち、乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○索道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）；吉野大峰ケーブル自動車

中分類 62 — 道路旅客運送業

總 説

この中分類は、道路旅客運送業及び道路旅客運送に附帯する固定設備を提供する事業所をいう。但し、鐵道事業、航空事業その他を兼營する道路旅客運送業で、それぞれの分類で報告されるものを除き會社毎に分類する。

小分類 細分類
番 號 番 號

621 地方乗合自動車運送業

6211 地方乗合自動車運送業

主として市街地、あるいは郊外において乗合自動車旅客運送を営む事業で、事業が單獨の都市、隣接する都市間及び一つの都市と、その郊外の地域に限られており定路線を定期に運轉し定額運賃によるものをいう。

○地方乗合自動車運送業；東都乗合自動車株式會社

622 乗合自動車業（地方乗合自動車運送業を除く）

6221 乗合自動車業（地方乗合自動車運送業を除く）

主として長距離の乗合自動車運送業を行うものをいう。

○乗合自動車業（主として長距離の乗合自動車業を営むもの）

623 貸切旅客自動車運送業

6231 貸切旅客自動車運送業

タクシー業、ハイヤー業（貸切バス業、遊覽バス業）等自動車による旅客運送を主要事業とするもので、定まつた道路もしくは固定した二點間の運輸をしないものをいう。

○國際自動車株式會社；貸切旅客自動車運送業（定まつた道路もしくは固定した二點間の運輸をしないもの）；大阪相互タクシー株式會社

624 道路旅客運送固定施設業

6241 道路旅客運送固定施設業

自動車の一般交通に供するため、料金をとつて、道路、橋梁、トンネルを提供し又は旅客停車場設備を提供する事業をいう。

○道路旅客運送固定施設業

625 旅客輕車輛運送業

6251 人力車及び自轉車旅客運送業

中分類62—道路旅客運送業

人力車, 自轉車, 自動自轉車等によつて旅客を運送する事業をいう。

○人力車業; 厚生車業

6252 牛馬力による旅客輕車輛運送業

牛車, 馬車, 等によつて旅客を運送する事業をいう。

○客馬車業; 乗合馬車業

629 他に分類されない道路旅客運送業

6299 他に分類されない道路旅客運送業

特定の者の需要に應じて, 工員, 學生等特定の者を運送する特定乗合旅客自動車運送業並びに病人のための寢臺車, 葬式用自動車等の特定貸切旅客自動車業をいう。

○病人寢臺自動車業; 櫓引業; 帝産オート株式會社(進駐軍専用旅客自動車業)

中分類64—水 運 業

- 643 内國水上運輸業
- 6431 湖沼運輸業
 国内主要湖沼において、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。
 ○湖沼運輸業；大湖汽船株式會社
- 6432 河川運輸業
 国内主要河川において、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。
 ○河川運輸業；茨城機帆船株式會社；水郷汽船株式會社
- 644 地方水上運輸業
- 6441 渡船業
 湖沼、河川、港灣、海峽等において、船舶により貨物旅客の對岸輸送を主とする事業所をいう。鐵道渡船業は細分類6011—日本國有鐵道業あるいは中分類61—地方鐵道業及び軌道業に分類される。
 ○渡船業；渡守業；海上渡船業；鐵道渡船業（日本國有鐵道あるいは、その他の鐵道業に屬さないもの）
- 6442 舢舨運送業
 舢舨によつて貨物を船から岸へ、船から船へ運搬する事業所をいう。この事業所の中には細分類6443—曳船業、細分類6452—水運荷役請負業を兼營するものが多い。
 ○舢舨運送業；函館港運株式會社；宇部港運株式會社；若松沿岸運送株式會社；大阪河川運送株式會社
- 6443 曳船業
 曳船で港の内外に汽船の發着操作を援助し、舢舨、及び筏を曳航し、又筏業者から筏の曳船作業の下請けをする事業所をいう。
 この事業所の中には細分類6442—舢舨運送業、細分類6452—水運荷役請負業を兼ねるものが多い。
 ○曳船業
- 6449 他に分類されない地方水上運輸業
 他に分類されない地方水上運輸業をいう。筏業はこゝに分類される。
 ○筏業；海洋筏業
- 645 水上運輸に關係するサービス業
- 6451 棧橋泊梁業
 繫船岩壁、ドック、その他の埠頭施設を經營する事業所をいう。
 ○棧橋泊梁業；神戸棧橋株式會社；横濱ドック株式會社
- 6452 水運荷役請負業

中分類51—水 運 業

海運業者又は荷主との間の請負契約に基づき、船積、陸揚、荷捌の作業を行う事業所をいう。

○荷役請負業（ステーパーを主とするもの）；釜石港灣運送株式会社；關門船舶荷役會社；小名濱港灣運送株式会社；仲仕業；船積業；荷捌き業；陸揚業

6459 他に分類されない水運サービス業

他に分類されない水運サービスに従事する事業所をいう。

○水先案内業；海難救助業；サルベージ會社；スペースブローカー業

中分類 65 — 航 空 運 輸 業

總 說

この分類は、航空運輸業、空港業、及び飛行場業等をいう。航空ハイヤー業も本分類に含まれる。会社毎に主な業務により分類する。

小分類 細分類
番 號 番 號

651 航空運輸業（一般運送業）

6511 航空運輸業（一般運送業）

一般輸送機による郵便物、旅客、貨物の空中輸送を主たる事業とする事業所をいう。一般輸送業とは、一般的賃率により個別差あるいは特惠的賃率によらず定空路を時間表により運営するものである。

○航空運輸業（一般輸送業のもの）

652 航空業（一般輸送業を除く）

6521 航空業（一般輸送業を除く）

主として限定された顧客にたいして、特約による航空輸送を営む事業所をいう。

観光飛行、エヤータクシーを事業とする会社は本分類に含まれる。

○航空業（一般輸送業以外のもの）；観光飛行業；エヤータクシー業

653 空港業、及び飛行場業

6531 空港業、及び飛行場業

主として飛行場の経営維持及び航空機の修理格納を営む事業所をいう。

○空港業；飛行場業

中分類 66 — 倉庫業及び保管業

總 說

この分類は、農産品、鑛工産品、家財道具又は商業用貨物、その他一般貨物の倉庫保管業をいう。一事業所ごとに主たる業務で分類する。

小分類 細分類
番 號 番 號

661 農産物倉庫業及び保管業

6611 農産物倉庫業及び保管業

主として穀類、葉煙草もしくは加工されない農産物の保管を行うもので、人工低温をなさない事業所をいう。都道府縣農業倉庫はこゝに分類される。

○農産物倉庫業； 農業倉庫業； 農産物保管業； 乾藁倉庫業

662 冷蔵倉庫業及び保管業

6621 冷蔵倉庫業及び保管業

主として人工低温により腐敗する物資の倉庫及び保管を行う事業所をいう。

○冷蔵倉庫業； 冷蔵會社； 低温倉庫業

663 普通倉庫業及び保管業

6631 普通倉庫業及び保管業

主として家具、家財、毛皮、外國貿易品その他、一般物資の倉庫及び保管を行う事業所をいう。

○倉庫業（農産物、木材、冷蔵、倉庫以外のもの）； 毛皮保管業； 書畫、骨董保管業

664 水面木材倉庫業及び保管業

6641 水面木材倉庫業及び保管業

主として水面において木材の倉庫及び保管を行う事業所をいう。

○水面木材倉庫業； 東京木材倉庫株式會社； 名屋水面倉庫株式會社

中分類 67 — 運輸に附帯するサービス業

總 説

この分類は、運輸に附帯するサービス業、たとえば小運送業、運輸幹旋業等をいい、一事業所毎に分類する。

小分類 細分類
番 號 番 號

671 貨物取扱業

6711 貨物取扱業（小運送業又は通運業を除く）

主として荷送人から荷受人に至る貨物の運送料金を收受して發送から引渡しに至るまでを行う事業所をいう。この事業所は、運送を実施するために他の交通機關を利用するもので、事務遂行の諸掛りとして他の交通機關に運賃を支拂い、自らその貨物引渡しの責任を負う。

荷送人とその利用された交通機關との間には直接なんらの関係を生じない。主として單に荷送人と交通機關との間に貨物運送の幹旋を行う事業所は小分類673—運輸幹旋業に分類される。

○貨物取扱業（小運送業、又は通運業でないもの）；運送業（小運送業又は通運業でないもの）

6712 小運送業（又は通運業）

主として貨物取扱を行うものうち、特に小運送業法に準據するもので、國有鐵道、地方鐵道、軌道と最も密接な関係にあるものをいう。

この事業所は、鐵道貨物運送の代理、代辦、貨車の積込、取卸、集配業務等のほか、鐵道貨物運送業を兼營しているものが多い。

日本通運株式會社は、その代表的なものである。

主として、たんに荷送人と交通機關との間に貨物運送の幹旋を行う事業所は、小分類673—運輸幹旋業に、小運送業法によらず、主としてリヤカー、荷車、馬車等で運送を行う事業所は小分類633—貨物輕車輛運送業に分類される。

○小運送業（小運送業法に準據するもの）；通運業（小運送業法に準據するもの）；

日本通運株式會社

672 包 裝 業

6721 包 裝 業

運送のために物品の荷造り、もしくは包装を引受ける事業所をいう。

中分類67—運輸に附帯するサービス業

○荷造業；貨物包装業；日本荷造株式会社

673

運輸斡旋業

6731

運輸斡旋業

主として旅行及び貨物運送の斡旋を行う事業所をいう。交通公社のような旅客斡旋、乗車券販賣業のほか船舶代理店、海運仲立業等はここに分類される。

○運輸斡旋業；交通公社；回漕店；船舶代理業；海運仲立業

679

その他の運輸に附帯するサービス業

6799

その他の運輸に附帯するサービス業

主として検査、検量、見本抽出、その他運輸に附帯するサービスを主とする事業で他に分類されないものをいう。

○検査業；検量業；見本抽出業；燈臺；航空標識所；航空保安事務所

中分類 68 — 通 信 業

總 說

この分類は、國營の郵便事業及び電信、電話事業のほか、公營又は民營による放送事業をいい、一事業所ごとに分類する。

郵便局において取扱われる郵便貯金、郵便爲替、振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金事業も小分類 681—郵便業に含まれる。

小分類 細分類
番 號 番 號

681 郵 便 業

6811 郵 便 業

主として信書、その他郵便物として差し出された物の送達を行う國營事業をいい、従事する主な業務に従つて分類される。すなわち、郵政省、地方郵政局は大分類L—公務に、地方貯金局、地方簡易保険局は大分類H—金融及び保険業に、博物館、病院、診療所、職員訓練所は大分類K—サービス業に分類される。

○郵 便 局

682 電 信、電 話 業

6821 電 信、電 話 業

主として有線又は無線による電信、電話、模寫電信、寫真電信、その他電氣的方法による送信又は受信によつて意志及び事實を伝え、又は受ける一切の手段の設置運用、保存を行う國營事業をいい、従事する主な業務に従つて分類される。すなわち、電氣通信省、地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電波管理局及びその出張所、電波観測所、航空保安廳は大分類L—公務に、電氣通信研究所、病院、診療所、療養所、職員訓練所は大分類K—サービス業に航空保安事務所、航空標識所は中分類67—運輸に附帯するサービス業に分類される。

○電氣通信取扱局

683 放 送 業

6831 放 送 業

公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の發信及び受信に従事する公益法人又は會社をいう。

日本放送協會技術研究所、日本放送協會工作所はその行う主な業務によつて他の大分類に分類される。

中分類68—通 信 業

○放送局；日本放送協會放送局；中繼放送所

689

通信に附帯するサービス業

6899

通信に附帯するサービス業

通信業に附帯する他に分類されないサービス業をいう。

中分類70 — 熱、光及び動力供給業

總 説

この分類は電気、動力、ガス等を供給する会社をいう。会社ごとに主たる事業により分類する。

小分類 細分類
番 號 番 號

701 電 氣 業

7011 電 氣 業

主として消費者のために動力の発電、送電及び配電を行う事業所をいう。

○日本発送電株式会社； 關東配電株式会社

702 ガ ス 業

7021 ガ ス 業

主として製造ガス、天然ガス又はこれら混合ガスを生産し、又は購入し導管をもつて一般需要者に供給する事業所をいう。但し天然ガスの生産のみに従事するものは大分類D—鑛業に分類される。

○ガス会社

中分類 71 — 水道業及び衛生業

總 説

この分類は、水道業（灌漑用水供給業を除く）と汚水、下水の処理業のような廢棄物の廢棄及び處理に従事する事業所をいう。

小分類 細分類
番 號 番 號

711 水 道 業

7111 水 道 業

家庭及び商業的消費者に水を供給する事業所をいう。灌漑用水の供給業は大分類A—農業に分類される。

水道業は主として市町村によつて管理されるが、縣、法人又は個人によつて經營されるものがある。

712

○水道業（灌漑用水供給業でないもの）；上水道組合；上水道會社；東京都水道局
下水及び汚物處理業

7121 下水及び汚物處理業

主として塵芥、灰、下水、汚物の處理に附帯して汲取蒐集運搬の伴うもの、あるいは、その最終處理を提供する事業所で市町村公共團體等によつて管理される公共的性質のものをいう。

車輛で塵芥、汚物等を汲取運搬する事業は中分類63—道路貨物運送業に、又清掃を主とし糞尿の汲取、塵芥、汚物の運搬及び最終的處理を行わない事業所は大分類K—サービス業小分類835—對住宅及びその他の建物サービス業に分類される。

○塵埃處理業（塵埃最終處理を行うもの）；汚物處理業（汚物の最終處理を行うもの）；汚物汲取運搬處理業